

事務連絡
令和3年7月30日

就労移行支援事業所 管理者 様
就労継続支援A型事業所 管理者 様
就労継続支援B型事業所 管理者 様

神戸市福祉局障害者支援課
自立支援事業担当課長

就労系障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
における在宅でのサービス利用に係る取扱変更について

平素は本市の障害者福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和3年度の報酬改定で、就労移行支援、就労継続支援A型・B型（以下「就労系サービス」といいます）における在宅でのサービス利用要件が次の通り変更となりました。

利用者の利用要件の変更

変更後	変更前
<u>在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した者</u>	<u>通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者</u>

事業所要件の変更

別表「在宅利用における事業所要件の一部変更（新旧対照表）」のとおり

これに伴い、就労系サービスにおいて在宅利用を希望する方の届出方法を次項の通り変更いたします。

1. 届出について

(1) 令和3年7月31日現在、就労系サービスを利用している方 (フローチャート1参照)

※一括受付期間を設けますので、提出期限までに届出書を一括で障害者支援課へご提出ください。

①提出書類

『就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る届出書』

②提出先

神戸市 福祉局 障害者支援課 通所支援担当

③提出方法

郵送

④提出期限

令和3年8月31日（火）まで

(2) 令和3年8月1日以降、新たに就労系サービスを利用する方 (フローチャート2参照)

①提出書類

『就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における在宅利用に係る届出書』

②提出先

利用者の受給者証を発行している区福祉事務所あんしんすこやか係

③提出方法

郵送

(3) 提出時の留意事項

- ・届出書は必ず事業所経由で提出してください。
- ・届出書の要件確認（10項目）に、一つでもあてはまらない項目がある場合は在宅利用はできません。
- ・既に新型コロナウイルス感染症に対応する臨時的な在宅利用をしている利用者等についても、届出書の提出が必要です。

(4) 届出書送付先は下記をご参照ください

<令和3年7月31日現在、就労系サービスを利用している方>

神戸市 障害者支援課	〒650-0031 神戸市中央区東町 113-1 大神ビル7階	322-5231 (直通)
------------	---------------------------------------	------------------

<令和3年8月1日以降、新たに就労系サービスを利用する方>

名称	所在地	電話番号 (代表)
東灘区あんしんすこやか係	〒658-8570 東灘区住吉東町 5 丁目2-1	841-4131
灘区あんしんすこやか係	〒657-8570 灘区桜口町 4 丁目2-1	843-7001
中央区あんしんすこやか係	〒651-8570 中央区雲井通 5 丁目1-1	232-4411
兵庫区あんしんすこやか係	〒652-8570 兵庫区荒田町 1 丁目21-1	511-2111
北区あんしんすこやか係	〒651-1195 北区鈴蘭台北町 1 丁目9-1	593-1111
北神区役所あんしんすこやか係	〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2-1	981-5377
長田区あんしんすこやか係	〒653-8570 長田区北町 3 丁目4-3	579-2311
須磨区あんしんすこやか係	〒654-8570 須磨区大黒町 4 丁目1-1	731-4341
北須磨支所あんしんすこやか係	〒654-0195 須磨区中落合 2 丁目2-5 名谷センタービル	793-1313
垂水区あんしんすこやか係	〒655-8570 垂水区日向 1 丁目5-1	708-5151
西区あんしんすこやか係	〒651-2195 西区玉津町小山字川端180-3	929-0001

2. 「在宅時生活支援サービス加算」について

- ・利用者が「在宅時生活支援サービス加算（※）」の対象と考えられる場合は、届出書のチェックボックスをチェックし、算定の理由及び支援内容を記載してください。加算の必要性を認められた方が加算対象となります。

※「在宅時生活支援サービス加算」は、在宅利用者に対し、就労系サービス事業者が在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活に関する支援を提供し、その費用を就労系サービス事業所自らが負担した場合にのみ算定可能となる加算です。

3. 受給者証の記載について

当面の間、「在宅利用」についての印字は行いません。ただし、「在宅時生活支援サービス加算」の対象者については、「在宅時生活支援サービス」と印字されます。

4. その他

- (1) 「就労移行支援及び就労継続支援A型、就労移行支援B型に係る在宅利用について」（平成28年1月5日付神保障支第2700号）及び「新型コロナウイルス対応に伴う就労系福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）における臨時的な在宅でのサービス利用に係る取り扱いの延長」（令和3年3月15日付事務連絡）により示してきた取扱いは廃止します。
- (2) 障害者支援課に在宅支援を実施した翌月15日までに提出をさせていただいていた「新型コロナウイルス対応に係る就労系障害福祉サービスにおける臨時的な在宅でのサービス提供の報告書」については、今後は提出の必要はありません。
ただし、在宅利用の状況について、「支援計画」「支援記録」「評価」等を作成し、保管してください。本市の現地指導、報告・照会により記録等の閲覧・提出等を求める場合があります。記録等の確認ができない場合は、介護報酬の返還等を求める場合がありますので、ご注意ください。

5. 参考URL（本通知及び Q&A を掲載しています）

神戸市 HP（ホーム）> ビジネス > 事業者への各種案内・通知 > 障害福祉事業 > 申請・手続き>各種様式（障害事業者向け）>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
>就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて

https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/shuro/zaitakuriyo_hennko.html

【本件に関する問い合わせ先】

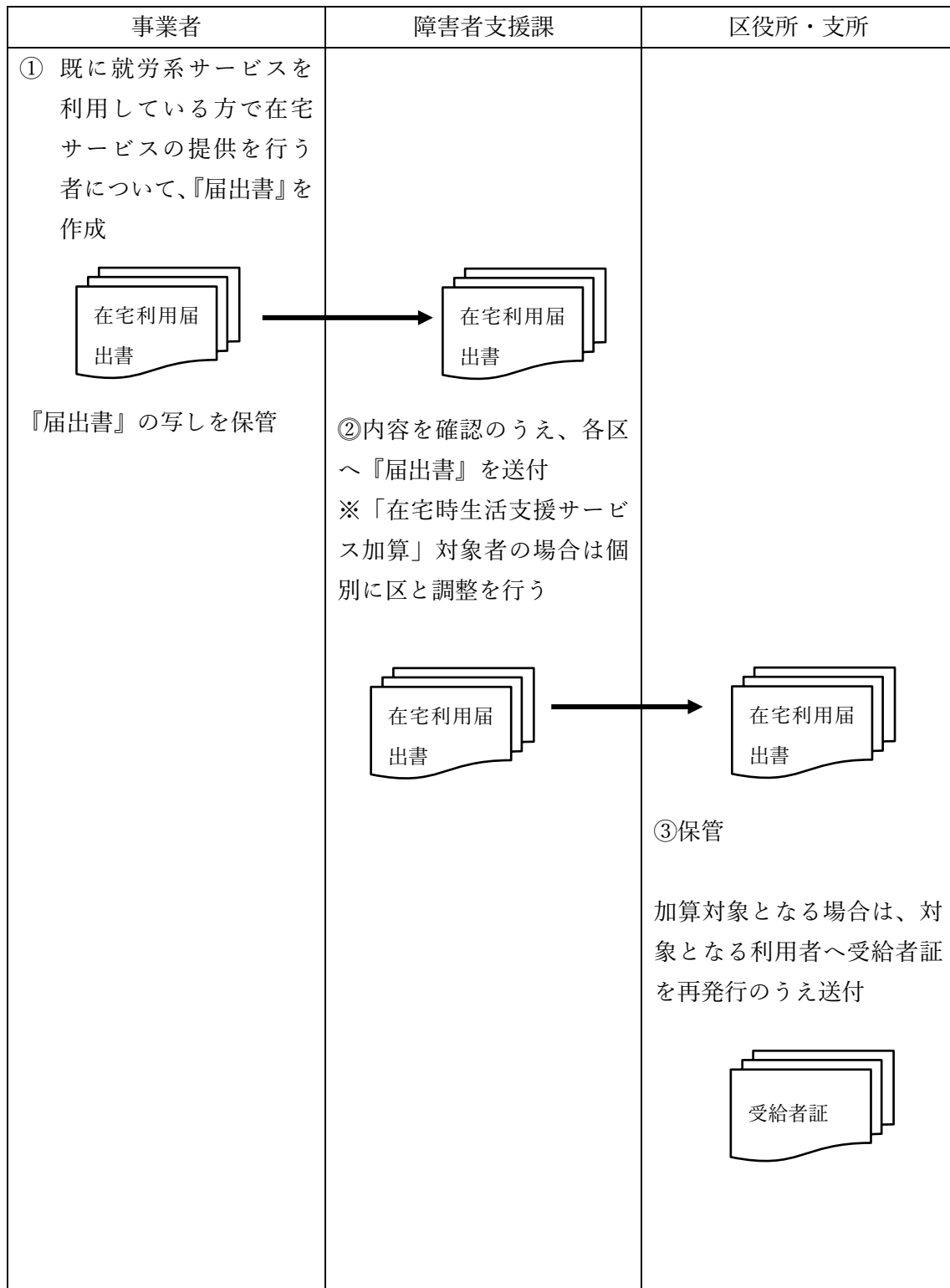
〒650-0031

神戸市中央区東町113-1大神ビル704

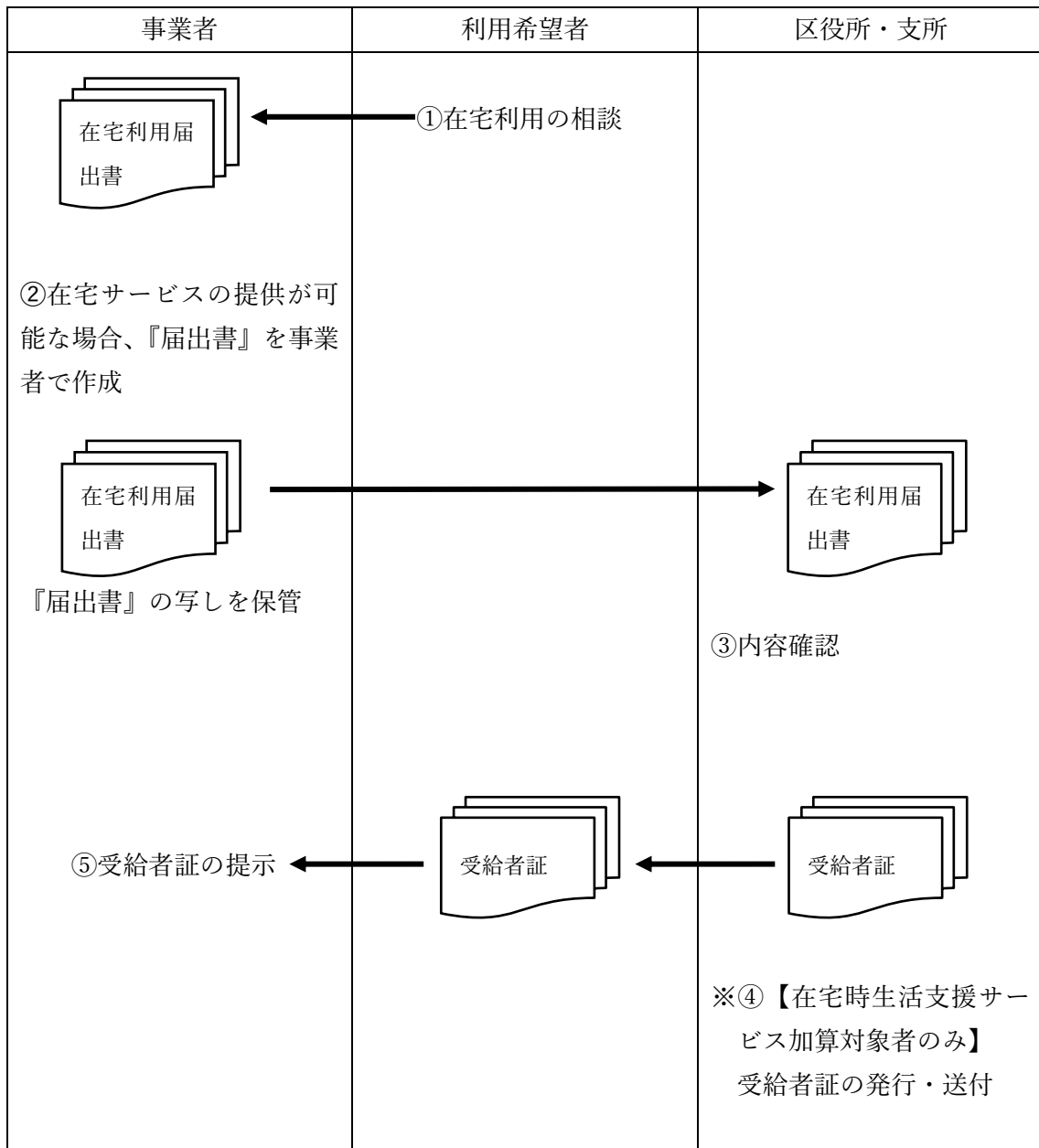
神戸市福祉局障害者支援課 通所支援担当 佐田

電話：078-322-5231

フローチャート1（令和3年7月31日現在、就労系サービスを利用している方）



フローチャート2（令和3年8月1日以降、新たに就労系サービスの利用を開始した方）



別表「在宅利用における事業所要件の一部変更（新旧対照表）」

変更後	変更前
<p>運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記し、以下の要件を全て満たすこと</p> <p>①在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューを確保すること。</p> <p>②1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成。作業活動、訓練等の内容又は利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も可能であること。</p> <p>③緊急時に対応できること。</p> <p>④疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。</p> <p>⑤事業所職員による訪問、利用者の通所又は<u>電話・パソコン等のICT機器の活用</u>により、評価等を1週間につき1回は行うこと。</p> <p>⑥原則として、月の利用日数のうち1日は<u>事業所職員による訪問又は利用者による通所により</u>、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p> <p>⑦⑤が通所により行われ、あわせて⑥の評価等も行われた場合⑥による通所に置き換えて差し支えない。</p> <p>(その他)</p> <p><u>在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。</u></p>	<p>①～④変更なし</p> <p>⑤事業所職員の訪問又は利用者の通所により、訓練等を1週間につき1回は行うこと。</p> <p>⑥原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。</p> <p>⑦変更なし</p>